

和 ネ 第 3 9 2 号
令和 6 年 8 月 8 日

一般社団法人朝霞地区薬剤師会
会長 大八木 実 様

和光市長 柴崎 光子

和光市子ども医療費助成制度及び和光市ひとり親家庭等医療費助成
制度の改正に係る貴会会員薬局への周知について（依頼）

盛夏の候、貴職におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、当市の子どもの医療費及びひとり親家庭等医療費助成制度の円滑な実施にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、当市では、令和6年10月1日（火）診療分より、子ども医療費助成制度及びひとり親家庭等医療費助成制度の改正を行うことといたしました。

つきましては、貴会会員薬局に御周知いただくとともに、制度の改正について、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 子ども医療費助成制度の改正

対象年齢について、令和6年10月診療分以降は、高校生年代まで（18歳到達年度の3月31日まで）に変更します。

※新受給資格証では、有効期間が令和6年10月1日～原則高校修了前までとなっています。

2 ひとり親家庭等医療費助成制度の改正

受給者のうち、市県民税が課税されている場合（受給者証に「負担有」の表示がある方）は、通院の場合1,000円/月、入院の場合1,200円/日の自己負担額が生じましたが、令和6年10月診療分以降は、上記自己負担を廃止します。

3 その他

転出や資格喪失により受給資格証の有効期限は日々変動がありますので、引き続き、月初のみではなく、診療毎に受給資格証の提示を受け、有効期限を確認の上、現物給付を行っていただきますようお願いいたします。受給資格証の提示がない場合は、領収書による償還請求をご案内ください。

和 ネ 第 3 9 3 号
令 和 6 年 8 月 8 日

一般社団法人朝霞地区薬剤師会
会員薬局の御担当者 様

和光市長 柴崎 光子

和光市子ども医療費助成制度及び和光市ひとり親家庭等医療費助成
制度の改正について（通知）

盛夏の候、貴職におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、当市の子どもの医療費及びひとり親家庭等医療費助成制度の円滑な実施にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、当市では、令和6年10月1日（火）診療分より、子ども医療費助成制度及びひとり親家庭等医療費助成制度の改正を行うことといたしました。

つきましては、制度の改正について、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 子ども医療費助成制度の改正

対象年齢について、令和6年10月診療分以降は、高校生年代まで（18歳到達年度の3月31日まで）に変更します。

※新受給資格証では、有効期間が令和6年10月1日～原則高校修了前までとなっています。

2 ひとり親家庭等医療費助成制度の改正

受給者のうち、市県民税が課税されている場合（受給者証に「負担有」の表示がある方）は、通院の場合1,000円/月、入院の場合1,200円/日の自己負担額が生じましたが、令和6年10月診療分以降は、上記自己負担を廃止します。

3 その他

転出や資格喪失により受給資格証の有効期限は日々変動がありますので、引き続き、月初のみではなく、診療毎に受給資格証の提示を受け、有効期限を確認の上、現物給付を行っていただきますようお願いいたします。受給資格証の提示がない場合は、領収書による償還請求をご案内ください。

令和6年
10月1日
から

高校生年代まで拡大します！

0~18歳(高校生等)※の



和光市にお住まいのお子さんへ、
保険診療にかかる医療費を市から助成します

☑ 通院・入院ともに助成対象

※在学の有無に関わらず、18歳になった年度の3月31日までが助成対象です。

	改正前	改正後 (10月1日診療分から)
対象年齢	0歳~15歳 (中学校修了前まで)	0歳~ 18歳 (高校修了前 まで)
助成対象	通院・入院	通院・入院

●原則出生後~高校生年代まで「子ども医療費助成制度」の対象となります。ただし、年度途中での転出、他制度適用、在留期限切れ、施設入所等による資格喪失の場合は資格喪失日までが対象期間となります。

●保険診療外の負担金については、助成対象外となります。

(例) 文書料(診断書など)、入院時食事等療養標準負担額、差額ベッド代 など

◇既に受給中又は現在高校生年代で資格登録申請をされた方に対して、新受給資格証を令和6年9月下旬に送付予定です。10月1日以降は、新受給資格証をご利用ください(お手元にある旧受給資格証は10月以降に破棄してください)

【問合せ】和光市 ネウボラ課 手当医療担当(市役所4階)
TEL 048-424-9140(直通)
平日8:30~17:15

▶市HP
「子ども医療費
助成制度」

